

タイにおける税務の基礎知識 第6回

今回は法人税の申告際での税務調整の内容について、その概要を説明します。

1月に法人税の基本構造については、すでに解説をいたしましたので、今回は税法固有の調整内容の内、主なものについて簡単に解説をいたします。法人税の課税所得計算の構造は、日本、タイほぼ同様の体系となっており、基本的には決算書の当期利益に対して、税務調整項目を加減算する方によって算定いたします。下記以外にも調整項目はありますので、各企業の個別の状況で適宜調整が必要となります。

項 目	タ イ	日 本
(1) 減価償却費	(1) 原則として、資産の種類に応じて1年から20年の期間で定額法にて償却を行う。ただし、歳入局長の承認を得た場合には、当該承認を得た方法によって償却することが認められる	(1) 定率法、定額法等会社が選択した償却方法に基づいて、耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を限度として、損金の額に算入することができる。
(2) 租税公課	(2) 資産の所有、登録等に係る租税、外国税額控除を受けない外国税は損金の額に算入される。内国歳入法に基づいて課せられた加算税等は損金不算入となる	(2) 固定資産税等、その租税について納付することが確定した事業年度において損金の額に算入する。ただし、延滞税等、罰則として課された租税については、損金の額に算入することはできず、外国において生じた延滞税等についても同様
(3) 交際費	(3) 原則として、総売上×0.3% または 払込資本金×0.3%のいずれか大きい金額を限度として損金の額に算入される。なお日本と同様に支出した内容が広告宣伝であるのか、交際費、福利厚生等に該当するののかについては、明確に区分経理をした方がよい	(3) 大会社の倍には、交際費の全額が損金不算入となる。中小法人の場合には、一定の限度額の範囲内で損金算入が可能。なお少額な飲食に要した交際費（一人当たりの支出額が5,000円以下）は一定要件のもとに、損金不算入となる交際費のから除外される
(4) 役員報酬	(4) 株主である個人（役員、従業員は問わない）に対する報酬の内、不相当に高額な部分は損金不算入となる場合がある	(4) 原則として、定期同額、事前確定届出給与、一定の要件を満たした利益連動給与（同族会社に該当しない法人に限る）以外は、損金不算入となる
(5) 親会社費用付替	(5) 事業との関連性がない付替え費用は損金不算入となる	(5) 日本国内における親子会社間の費用の付け替えについては、合理的な根拠がないものは、寄付金認定される
(6) 受取配当金	(6) タイ国内の法人から受ける配当金については益金不算入となる。外国法人から受ける配当金については、益金不算入の取り扱いはない	(6) 支配比率に応じて、配当金の全部または一部が益金不算入となる。なお外国子会社からの配当金については、外国子会社配当金等の益金不算入制度がある
(7) 繰越欠損金	(7) 原則として5年間の欠損金の繰越控除が認められる。ただしBOI企業については、法人税免税期間があるため、その期間に生じた欠損金については、所定の手続きをすることにより、免税期間終了後に生じた所得と相殺することができる場合がある。なお繰り戻し還付の制度はない	(7) 青色申告法人については、欠損金の9年間の繰り越しが認められている。また所定の要件を満たす場合には、繰り戻し還付を行うことができる。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。